

政令第 号

放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律（平成二十五年法律第六十号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（大気汚染防止法施行令の一部改正）

第一条 大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項及び第二項中「第二十七条第二項」を「第二十七条第一項」に、「第二十七条第四項」を「第二十七条第三項」に改め、同条第三項中「第二十七条第二項」を「第二十七条第一項」に改め、同条第四項から第六項までの規定中「第二十七条第二項」を「第二十七条第一項」に、「第二十七条第四項」を「第二十七条第三項」に改める。

第十三条第一項第四号中「第二十七条第三項」を「第二十七条第二項」に改め、同項第五号中「第二十七条第六項」を「第二十七条第五項」に改め、同条第二項中「第二十四条」を「第二十四条第一項」に改

め、同項第六号中「第二十七条第三項及び第五項」を「第二十七条第二項及び第四項」に改め、同項第七号中「第二十七条第四項」を「第二十七条第三項」に改め、同項第八号中「第二十七条第六項」を「第二十七条第五項」に改め、同条第四項第五号中「第二十七条第三項及び第五項」を「第二十七条第二項及び第四項」に改め、同項第六号中「第二十七条第四項」を「第二十七条第三項」に改め、同項第七号中「第二十七条第六項」を「第二十七条第五項」に改める。

(水質汚濁防止法施行令の一部改正)

第二条 水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)の一部を次のように改正する。

第八条第四項中「第二十三条第二項」を「第二十三条第一項」に、「第二十三条第四項」を「第二十三条第三項」に改める。

第十条第六号中「第十七条」を「第十七条第一項」に改め、同条第八号中「第二十三条第三項及び第五項」を「第二十三条第二項及び第四項」に改め、同条第九号中「第二十三条第四項」を「第二十三条第三項」に改め、同条第十号中「第二十三条第六項」を「第二十三条第五項」に改める。

(湖沼水質保全特別措置法施行令の一部改正)

第三条 湖沼水質保全特別措置法施行令（昭和六十年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三号中「第二十三条第五項」を「第二十三条第四項」に改める。

（環境省組織令の一部改正）

第四条 環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第四号中「状況」の下に「（放射性物質による大気汚染の状況に限る。）」を加える。

第三十五条第二号中「含む」の下に「。第六号において同じ」を加え、同条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 環境の保全の観点からの放射性物質に係る環境の状況（放射性物質による水質の汚濁の状況に限る。）の把握のための監視及び測定に関する基準等の策定並びに当該監視及び測定の実施に関すること

（土壌環境課の所掌に属するものを除く。）。

第三十六条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 環境の保全の観点からの放射性物質に係る環境の状況（放射性物質による地下水の水質の汚濁の状

況に限る。) の把握のための監視及び測定に関する基準等の策定並びに当該監視及び測定の実施に関すること。

附 則

この政令は、放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成二十五年十二月二十日）から施行する。